

遠別町空き家・空き室バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、遠別町における空き家・空き室の有効活用を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、遠別町空き家・空き室バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家・空き室 個人が居住を目的として遠別町内に建築（建築する予定のものを含む。）し、現に居住していないもの又は近く居住しなくなる予定のもの（建物の敷地を含む。）並びに賃貸アパート等の一室をいう。
- (2) 所有者等 空き家又は空き室に係る所有権その他の権利により売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 本町への定住等を目的に、空き家又は空き室の購入若しくは賃貸を希望する者をいう。
- (4) 空き家・空き室バンク 町内の空き家又は空き室の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、利用希望者に紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き室バンク以外による空き家・空き室の取引を妨げるものではない。

(空き家・空き室の登録)

第4条 空き家・空き室バンクによる空き家・空き室に関する登録を受けようとする所有者等は、遠別町空き家・空き室バンク物件登録申込書（様式第1号）及び遠別町空き家・空き室バンク物件登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、空き家・空き室バンクに登録するものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、遠別町空き家・空き室バンク物件登録完了通知書（様式第3号）により申込者（以下「物件登録者」という。）に通知するものとする。
- 4 物件登録者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

- であるときは、空き家・空き室バンクの登録ができないものとする。
- 5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家・空き室について、空き家・空き室バンクに登録することが適当であると認めたときは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。
 - 6 空き家・空き室の登録は、無料とする。

(空き家・空き室に係る登録事項の変更)

第5条 物件登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遠別町空き家・空き室バンク物件登録変更申込書(様式第4号)に登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(空き家・空き室バンクの登録の取消し)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き室バンクの物件登録を取消しするものとする。

- (1) 当該空き家・空き室に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
 - (2) 申込内容に虚偽があったと認められるとき。
 - (3) 遠別町空き家・空き室バンク物件登録取消し申込書(様式第5号)の提出があったとき。
 - (4) 物件登録がなされた日から6ヶ月を経過したとき。
 - (5) 物件登録者が暴力団員であったとき。
 - (6) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により空き家・空き室バンクの登録を取消したときは、遠別町空き家・空き室バンク物件登録取消し通知書(様式第6号)により物件登録者に通知するものとする。
 - 3 物件登録者は、前項第4号の規定により登録を取り消されたときは、第4条第1項の規定による登録の申込みを再度行うことができる。

(利用登録)

第7条 利用希望者は、情報の提供を受けようとするときは、遠別町空き家・空き室バンク利用希望者登録申込書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、利用登録をするものとする。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、遠別町空き家・空き室バンク利用希望者登録完了通知書(様式第8号)により申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。
- 4 利用登録は、無料とする。

(空き家バンク利用の申込要件)

第8条 空き家バンクの情報を受け、空き家・空き室を利用しようとする利用登録者は、その利用において、次のいずれかの要件を満たしていなければならない。ただし、申込者が暴力団員であるときは、利用登録ができないものとする。

- (1) 空き家・空き室に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 空き家・空き室に定住し、又は定期的に滞在して、遠別町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) その他町長が適当と認めた者

(利用登録に係る登録事項の変更)

第9条 第7条第3項の規定による登録完了の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遠別町空き家・空き室バンク利用登録変更申込書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(利用登録者の登録の取消し)

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き室バンクの利用登録を取消しするものとする。

- (1) 第8条に規定する要件を欠く者と認められるとき。
 - (2) 空き家・空き室を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 申込内容に虚偽があったと認められるとき。
 - (4) 遠別町空き家・空き室バンク利用登録取消し申込書(様式第10号)の提出があったとき。
 - (5) 利用登録がなされた日から6ヶ月を経過したとき。
 - (6) 利用登録者が暴力団員であったとき。
 - (7) その他町長が適当でないとして認められたとき。
- 2 町長は、前項の規定により空き家・空き室バンクの登録を取消したときは、遠別町空き家・空き室バンク利用登録取消し通知書(様式第11号)により利用登録者に通知するものとする。
- 3 利用登録者は、前項第5号の規定により登録を取り消されたときは、第7条第1項の規定による登録の申込みを再度行うことができる。

(情報提供)

第11条 町長は、必要に応じて、物件登録者の登録された必要な情報を利用登録者に提供するものとする。

(物件登録者と利用登録者の交渉等)

第 12 条 町長は、物件登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者との空き家・空き室に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の紛争等については、物件登録者又は物件の媒介を行う者と利用登録者の間で解決するものとする。

(契約の報告)

第 13 条 物件登録者は、利用登録者と契約を締結したときは遠別町空き家・空き室バンク物件契約報告書(様式 12 号)により速やかに町長に報告しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 14 条 空き家・空き室バンクに係る個人情報の取扱いについては、遠別町個人情報保護条例(平成 17 年遠別町条例第 12 号)に定めるところによる。

2 町及び物件の媒介を行う者が、空き家・空き室バンクへの物件登録に必要な個人情報を利用する場合は、遠別町個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、当該申込者の同意を得るものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。